

青税連

1993. 12. 20

# ZENKOKU AOZEIEN

使途不明金に対する法的規制  
秋季シンポジウム分科会報告  
欧州視察報告

101

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303  
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 辻村 祥造 編集人 広報部長 加藤 弘

# No.101 CONTENTS 1993.12

○使途不明金に対する法的規制 会長 辻村 祥造…………… 3～5

○「行政手続法案」に対する要望書 …………… 5

### ○秋季シンポジウム報告

第一分科会「各国の納税者権利憲章」 報告・今野 恵子…… 6～7

第二分科会「ドイツの税務行政手続と税理士制度」 報告・三浦 幹雄…… 8～10

第三分科会「ディベート・是か否か税制度」 報告・白坂 博行……10～11



○欧州視察を終えて——視察概要報告—— 欧州視察団団長 益子 良一……………12～14

○海外旅行の失敗談 池田 孝司（個人会員・山形）……………15～16

○「ドイツにおける税務訴訟」 法対策部長 森谷 修一……………16

# 使途不明金に対する法的規制

会長 辻村 祥造

## 1. はじめに

大手ゼネコンによる闇献金と、それを受け取った側の知事などの不正蓄財が次々と報道され、その度に地方行政に対する国民の信頼が揺れ動いている。

しかしこれらの問題の根底にあるのは、公共事業をめぐってわが国の歴史のなかで培われてきた請負企業の談合システムであり、またこれらを黙認し、またむしろこれを天下りなどによって、自分たちの統制力の強化のために利用してきたわが国官僚制度のあり方にある。

そして多くの政治家は仲介者として、これらの企業から表あるいは裏の献金を受け取り、また票のとりまとめを依頼する一方、官僚に対しては注文し、圧力をかけて、これらの企業に対して発注、許認可などの行政上の便宜をはかってきた。

この構造が長年の一党支配態勢のなかで、強固に組み上げられてきたのである。そして使途不明金はこのシステムを稼働させる潤滑油として、多くの企業を循環し、吸い上げられそしてまた拡散させられてきたのである。

使途不明金は時として企業が生存し、継続してゆくための必要悪として論じられることもあったし、またある企業にとって半ば強制された、避けることのできない支出でもあった。

ゆえに使途不明金の問題は単に企業経営者のモラルでは解決できない問題であり、このようなわが国の社会、経済構造に根ざした一側面として捉えなければ本当の意味での有効な法規制は期待し得ないと考える。

## 2. 使途不明金の内容と問題

使途不明金の内容を見ると、ひとつは公務員に対する供応・賄賂、秘密献金、総会屋対策費、談合金、そして役員へのヤミ給与といった犯罪を構成する違法または不当な支出がある。

もうひとつは裏リベート、情報提供料、紛争解

決費、組合対策費といった企業活動上好ましくはないが、法律に抵触するまでには至らない支出がある。これらの使途不明金は下請け会社の操作によって調達されるか、また自己の経費に混入させるかの方法によって支出される。

一般には前者の支出は大企業に多く、後者については中小企業に多いと考えられる。

そしてこれらの使途不明金の経理については、おおよそ次のような経理方法が用いられている。

- ①帳簿に全く記載しない形式（簿外からの支出）
- ②他の支出に混入させる形式（交際費、給与、販売促進費等）
- ③支出先以外は真実が記載されている形式
- ④自己否認という形式（別表四にて加算）

いずれも企業の課税所得の計算上は損金に算入されず、または自らが課税所得に加算することによって税金を課されるのであるが、使途不明金の問題は単に税金を払えば済むという種類の問題ではないことである。特に前者の支出については明らかに法律に抵触し、その違法・不当な支出が製品価格、入札価格などを通じて結局は国民に負担を強いることになり、また同時にわが国の民主主義という政治のプロセスに非常な悪影響を与えるからである。

よってこのような使途不明金の問題が地方行政、そして政治全般に対する国民の信頼を失いかねない現状を見れば、法的に何らかの規制措置を取る必要はあると考えられる。

## 3. 使途不明金に対する税法規制

### (1) 青色申告の承認取り消し

国税庁は使途不明金の解明に協力しない大企業などに対して、青色申告の承認を取り消す方針を固めたとの報道（税理士新聞711号・93年11月25日）があった。この真偽についてはこれからの税務行政の推移を見守るほかはないが、使途不明金に対してこのような“青色申告の承認取り消し”による規制の方法を取ることに對してはいくつか

の問題点がある。

先ず第一に、使途不明金の存在がすること自体をもって、法人税法第127条1項各号に規定する青色申告の取り消し要件に該当するとは考えにくい点である。同条第3号によれば「その年における帳簿書類に取引の全部または一部を隠蔽または仮装して記載し、その他記載事項の全体についてその真实性を疑うに足る相当の理由があること」としている。

仮装、隠蔽の意味は、通常は二重帳簿とか、架空証憑の作成を行って脱税を意図するようなことを想定していると考えられ、支出の事実が真実であり、ただその目的、支出先のみが明確にされていないことをもってこの規定を適用することには無理があると考えられる。

やはり、税務調査の過程において使途不明金の総額、その処理方法そしてその解明に対する法人の協力の度合いなどを勘案しながらケースバイケースで判断をせざるを得ないことになるのだろう。しかしそのことは「青色申告の取り消し」をちらつかせて、法人側の譲歩を引き出すという税務調査の手段に使われかねない危険性を持っている。

次の問題は、法人（特に大法人）にとって青色申告を取り消されるというのは甚だ不名誉な事態であるので、このような問題を回避するために使途不明金は完全に簿外化してしまうことだろうという点である。つまり処理方法のところで述べた①の方法によって処理されてしまうということである。

このような資金は下請け中小法人との取引において捻出されることが多く、結局大法人の資金調達の肩代わりを強制されることが予測される。しかも中小法人が青色申告の取り消しを受けることは、欠損金の繰り越し控除の停止など、その存続自体にかかわる問題となりかねない。

また青色申告の取り消しを、税務調査の手段に使われかねないことは中小法人においてより顕著であり、結果としてこの方法では問題を、企業間における弱者にしわ寄せすることになってしまっているのではないか。

## (2) 懲罰的な高税率の適用

フランスでは2000フランの使途不明金を支出すれば、4000フランの税負担をしなければならない

という。このような懲罰的な高税率を適用することによって使途不明金を減少させようという方法がある。

この方法の問題点は、使途不明金の支出を半ば強制されること多いと予想される中小法人にもこの高税率を一律に適用すれば、これらの法人にとっては非常に過酷な制度となることである。この難点を避けるためには、少し乱暴かもしれないが一定以上の規模の法人に限定してこの制度を適用することが必要だろう。

しかしそれでも経済学的にいえば、これらの高税率による税負担をすべて製品価格を通して転嫁してしまうだけの力を持った大法人にとっては、高税率の持つ懲罰的意義は無いことになってしまう。

## 4. 税法と他の法律との適正な機能分担

税法に過度に政策的な目的を要求をすれば、税法の基本である「公平負担原則」を崩しかねない。そしてはじめにも述べたように、この使途不明金の問題はわが国の社会、経済構造に根ざした問題なのであって、本当に有効な法規制を考えるならば、税法が一定の役割を担わなければならないとしても、他の法律と整合の取れた形で適正な機能分担をすることが必要であると考えられる。

制度的には官僚の天下りを禁止することであり、公共事業の発注および入札の方式の改革である。そして法規制としては政治資金規制法の改革（法人献金の禁止）および腐敗防止法の強化が必要である。

特に注目すべきは本年10月の商法の改正によって、株主代表訴訟が一律8200円の手数料で起せることとなった点である。

法人の取締役が使途不明金を支出したとしても、それは企業目的（利潤を獲得すること）のために行ったのであり、なんら商法違反にはならず法人にも損害を与えるものではないという考え方があるかも知れない。しかしその使途不明金が供応、賄賂、秘密献金、総会屋対策費、談合金そして役員へのヤミ給与として支出されたのであれば、それらはすべて法律に違反しており、その取締役は犯罪を犯していることになる。そしてこれは取締役に委任された業務の範囲を完全に逸脱している。

さらに最近見られるように、その法人が各地方

公共団体の公共事業から締め出されれば、その取締役の行為によって株主は多大な損害を受けたことになり、この株主代表訴訟の目的となるだろう。

以上のように各法律それぞれが果たすべき機能を適正に認識した上で、税法としての規制を検討しなければならない。

1993年11月1日

関係議員各位

## 「行政手続法案」に対する要望書

東京都渋谷区代々木5-21-12代々木リビン303号 TEL 03-3354-4162

全国青年税理士連盟 会長 辻村 祥造

当連盟は、全国の若い税理士約3000名で組織されている団体であり、納税者の権利を擁護し、真に国民から信頼される税理士制度の実現のため、研究し、活動を行っています。

さて私たちは、納税者の権利を擁護するという観点から、行政手続とりわけ税務行政に関する手続につき従来より大きな関心を持ってきました。

よって今国会に上程されている「行政手続法案」、および「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」に対し、次のとおり要望いたします。

### 要望

私たちは、税務行政を「行政手続法」の適用除外とする国税通則法の改正（第74条の2）を除くことを要望いたします。

また、法案がもし修正無く採択されるような場合には、「行政手続法案」の趣旨に則り、税務行政の公平の確保と透明性の向上を図る観点から、国税通則法の見直しが早急になされるよう付帯決議がなされることを要望いたします。

### 理由

1. 臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）の答申によれば、税務行政のような「特定の行政分野において独自の手続体系があるものなどについては適用除外とする」としながら、「このような場合においても、行政運営の公正の確保と透明性の向上をはかる観点から現行手続規定

について必要な見直しが行われ、手続の一層の整備、充実が図れることが望まれる。」としています。

この趣旨からすれば、国税通則法を見直すことなく、関連法律として国税通則法第74条の2の改正（「行政手続法」の適用除外・新設）によって税務行政手続をほぼ全面的に「行政手続法」の適用除外とすることは、国民（＝納税者）の権利保護に資するという「行政手続法案」の本来の目的を全く無視するものです。

2. 政府は、税務行政手続を一般の行政手続から除外する理由として、「国税通則法等において必要な範囲の手続きを規定して完結した独自の税体系が形成されている。」としています。しかし国税通則法は課税処分に関する事後の手続きを規定するものであり、しかも現状は納税者の救済には不十分なものです。

また「行政手続法」が問題としている、行政処分の事前手続きについては国税通則法等においては、ほとんど規定をおいていません。

3. 欧米先進諸国の税務行政においては、税務行政における手続規定を整備し、さらに「納税者権利章典」あるいは納税オンブズマン制度などによって、納税者の権利を一層明確に、そしてこれを保護していく方向にあります。

わが国の税務行政においてもこれらの動向を無視できず、今後経済の国際化の進展に伴い、これらの税務行政手続面での早急な法制度の整備が求められることは確実であります。

以上

# 秋季シンポジウム分科会報告

第一分科会

## 各国の納税者権利憲章

担当：全国青年税理士連盟法対策部

報告：今野 恵子(東京)

### 1. カナダ

#### 「納税者の権利宣言」

- ① 「情報提供」  
納税者の「援助を受ける権利」をうたったもの
- ② 「公平」  
税額の公平な決定と適正額の徴収
- ③ 「丁重かつ配慮ある対応」  
「丁重に扱われる権利」をうたったもの
- ④ 「誠実性の推定」  
“疑わしきは誠実である”とみる方針を明らかにしたもの
- ⑤ 「プライバシーと秘密の保護」  
個人情報や金融情報の目的利用と保護
- ⑥ 「独立した審査」  
不服申立ての権利と、審査官による独立した審査
- ⑦ 「未納付のままでの公平な審査」  
いわゆる“執行停止”を原則とすることをうたっている

### 2. イギリス

#### 「納税者憲章」

カナダと同様の条項

- ・「援助と情報提供」
- ・「丁重かつ配慮ある対応」
- ・「公正」
- ・「プライバシーと守秘義務」

カナダと若干異なる点

- ・「納税協力費」  
納税者に対し余り負担をかけないように、徴税費が最低になるように課税庁が努力することを宣言したもの。

### 3. フランス

#### 「納税者憲章」

- ① 性格…税務調査に関する取扱いなどを簡潔な文体で説明したもの。
- ② 原則…“疑わしきは誠実と推定する”
- ③ 調査の範囲…原則として、前4年間の申告の会計帳簿調査、個人の総合的財務情況調査のいずれか、または双方。
- ④ 調査…会計帳簿の調査は実施調査で行われる。調査に関し、事前通知、補佐人の立会、更正手続、争訟手続等についての指針の明示。
- ⑤ 補佐人の立会権…いかなる納税者も、調査に際して自弁の補佐人を立ち会わせることができる。
- ⑥ 調査回数の制限…同一の税目について、一定期間の調査完了後は、原則として再調査を受けることはない。
- ⑦ 調査期間の制限…通常3か月を超えない。
- ⑧ 公定解釈…納税者は、税法の公定解釈の範囲内で納税義務を負う。

#### 「租税手続法典」

- ① 租税一般法典の中に置かれていた租税確定、徴収、争訟、処罰に関する共通条項を集約・再編し、租税手続法典として独立させた。
- ② 租税手続法典10条…調査の際、納税者憲章を納税者に交付するように規定。

### 4. ドイツ

#### 「西ドイツ租税基本法」

連邦租税基本法(AO)上の税務調査手続規定  
主要な規定

- ・ 81条 職権による代理人の任命
- ・ 193条 臨場調査の限界
- ・ 197条 調査命令の告知
- ・ 199条 調査の基本
- ・ 200条 納税義務者の協力義務
- ・ 202条 調査報告の内容および協議

税務調査手続は、これらの規定に加え、企業調査規制や臨場調査通知書通達などにより、さらに適正化、透明化がはかられている。

### 5. アメリカ

#### 「納税者としてのあなたの権利」

中核となる項目

- ① 申告書作成のための無料の情報提供および相談
- ② プライバシーと秘密の厳守
- ③ 丁寧かつ配慮ある対応
- ④ 納税者の権利保護
- ⑤ 苦情申立て
- ⑥ 代理と記録
- ⑦ 適正な税額のみ支払い
- ⑧ 申告に関し問題がある場合
- ⑨ 調査結果に関する争訟
- ⑩ 公正な税の徴収
- ⑪ 税金の徴収手続（処分手続の適正化）
- ⑫ 納めすぎた税金の還付
- ⑬ 加算税の取消し
- ⑭ あなたの問題解決のための特別相談

#### 「納税者権利保障法」

内容

- ① 「納税者への権利の告知」  
税務調査に際し、納税者の権利及び課税庁の業務に関する簡潔かつ非専門的な文体で書かれた告知書を用意しなければならない。
- ② 「税額及び更正等の通知と理由附記」  
納付税額、更正等の通知にあたっては、本税、延滞利子、加算税、重加算税等の金額についての算定根拠を明確に附記しなければならない。
- ③ 「信義則の適用」  
課税庁の指導に信頼を置いた納税者は、た

とえその指導が誤っていたとしても、それが書面の形で確認されている限り、加算税及び重加算税を課されることはない。

#### ④ 「税務調査録音権」

納税者は、事前に通知を行ったうえで、課税庁による税務調査内容を録音することができる。課税庁が調査内容を録音している場合納税者は実費払いのうえ、当該録音の写しを入手することができる。

#### ⑤ 「税務調査の際の権利の告知、専門家と相談する権利」

- ・ 納税者の権利の一つとして、弁護士、公認会計士、登録税務代理士等の専門家と相談する権利を認める。
- ・ 任意調査等の場合は、納税者が専門家と相談したいと明確に申し出たときはいつでも、調査は直ちに停止されなければならない。

#### ⑥ 「税務調査の際の代理人依頼権」

- ・ 税務調査にあたって、弁護士、公認会計士、登録税務代理士、その他財務省が認める者は、納税者本人からの書面による代理権を得ている場合、本人に代って調査を受けることができる。
- ・ 召喚状による調査を除き、本人の立会いは求められない。

#### ⑦ 「争訟費用の補償」

- ・ アメリカでは従来から裁判で勝った場合、その費用の補償を求める権利がある。
- ・ 異議申立てや審査請求にかかった費用についても勝った場合、補償してもらうことができる。（最高限度 10万ドル）

#### アメリカの納税者オンブズマン制度

##### ① 意義

“納税者に対するハラスメント”が救済の中核

##### ② 制度見直しの動向

議会直属の機関でないため、その活動が、その頂点に立つ人物に左右されやすい面も多い。（役割等を疑問視する声も出ている。）

##### ③ 制度の拡大

今後、連邦議会直属の機関ないしは、指揮・命令権の独立など、なんらかの改革が行われる可能性が強い。



## 適正手続シリーズ PART III

## 「ドイツの税務行政手続と税理士制度」

担当：近畿青年税理士連盟 報告：三浦 幹雄(京都)

近畿青税適正手続シリーズと称した「税務行政における適正手続」をテーマにした研究発表は、今年度で三回目となる。今回は、法律をもって税理士制度を明記している数少ない国、ドイツにおける「税務行政手続と税理士制度」について発表を行った。発表の項目を紹介しておく。

- I. ドイツ税務行政手続
- II. ドイツ不服審査制度
- III. ドイツ税理士制度
- IV. ドイツ税務行政略年表

紙面の関係上すべて報告できないので、ドイツ税務行政手続のなかで重要と思われる点に絞って報告をする。

## 1. 行政手続法の成立

10世紀後半、ドイツにおける法治国は「法律による行政」とそれを担保する行政裁判が、法治国の必要にして充分な要件をなすものとされていた。「法律による行政」とは、行政活動が法律に抵触することはできず、また「自由と財産権」を侵害する場合には法律の根拠を要することを意味したにすぎず、行政裁判による事後的救済に向けられ、行政がいかに行われるべきかという手続上の問題には考えが及ばなかった。

しかし、第二次大戦後ナチス体制の崩壊とともに制定されたドイツ連邦共和国基本法下において、従来の法治国が否定され、人間の尊厳・人身の不可侵・法の前の平等・住居の不可侵等をはじめとする基本権保障を目的とする法治国が主張されるにいたった。このことは行政手続の重要性を認識し、行政の適正手続を要請したのである。

そして、ドイツ行政手続法は、1950年代後半に着手され1976年5月に制定、翌年1月から施行された。その特徴は、権利保護手続としての行政手続を重視し、法的利害関係人の手続上での保護に重点を置いている。

しかし、税務行政については、一般行政手続法の対象とはせずに、租税基本法(1976年3月公布1977年1月より施行、これを一般的に77年AOと

いう)のなかで課税手続を明確にしている。

## 2. ドイツの税務行政

## (1) 課税方式、申告、租税の確定

所得税・法人税について賦課課税方式をとっている。賦課課税方式と言っても納税者は、自ら課税標準と税額を計算し申告を行い納付をする。

税務年度は、所得税法人税とも12月末日であり、申告書提出期限は通常翌年の5月31日である。ただし、税理士が提出する場合は、9月30日までに延長される。

そして、税務署による申告書のチェックの後税額査定通知書が納税者に送付されるが、税額査定通知書はあくまで仮確定であり、時効または税務調査終了により確定する。時効は原則として4年である。

## (2) 税務調査

## ① 臨場調査

税務職員が、直接的に相手方と対置することなく税務署に置いて行う机上調査に対して、納税者の下その協力を得て行われる調査を臨場調査と言う。署内における課税標準申告書の審査では実効的なコントロールができない場合にはじめて臨場調査が行われる。

臨場調査は、あらゆる納税義務者の許において行われるべきであるが、営業、農林業及び自由業に対する定期調査を特に企業調査という。

## ② 目的

臨場調査の目的は、課税標準が正しいかどうかを調査することであり、納税者の利益のためにも行われる。さらに行政庁は、企業調査規則の適用に関する施行通達において、企業調査の目的は、より多くの租税を獲得するものではない。成果の多少はたんに企業調査の成り行きにすぎない。企業調査官の評価に際し、成果の多少は考慮されないと公表している。

## ③ 調査期間

調査対象期間の特定は、原則として行政庁の裁量に委ねられている。しかし、各納税義務者につ



いて不統一な調査対象期間は不平等な税負担を帰結するので、行政庁は特に慎重に裁量を行使している。企業調査規則によれば大企業は、調査は前回の調査に引きついで行われるものとされ、調査をうけない年度はない。大企業以外の企業については通常、調査命令の告知前に納税申告書が提出された最近3年間について調査が行われる。

#### ④納税義務者の協力義務

納税義務者は、企業調査官の求める部分の帳簿等の資料を提出しなければならない。さらに、口頭又は書面により理解に必要な説明をする義務を負っている。



### 3. 税務調査における適正手続

#### (1)調査命令

臨場調査を行う場合まず調査命令が為される。調査命令は、書面をもって為され、質問検査権の適法要件である。つまり臨場調査は調査命令により正式なものとなる。調査官の側からみると、調査命令がなければ臨場調査を行うことができないということになる。

企業調査規則によれば、調査命令には次の事項を記載しなければならないとされている。

①臨場調査の根拠法令 ②調査をうける税目若しくは調査を受ける還付金 ③調査を受ける特定の事実関係 ④調査対象期間 ⑤調査開始予定期日

⑥企業調査員の氏名及び必要な場合には企業調査補助員の氏名 ⑦臨場調査における納税義務者の本質的権利義務 ⑧簡易臨場調査をなすときはその旨の通知 このように調査命令により、誰が調査官として、どの税目に関し、どの課税年度について、いつ調査を執行しなければならないかということを確認することにより、許容される調査活動の範囲を制限し納税者の保護を図っている。

#### (2)事前通知

臨場調査を行う場合必ず文書によりなされるが、その通知は原則として事前に行うことになっている。告知期間の相当性について企業調査規則によれば、通常大企業の場合4週間、中小企業の場合2週間が相当であると具体的に規定している。

事前通知を必要としない場合は ①納税義務者が期間の利益を放棄する場合 ②事前通知によって調査目的が損なわれるおそれのある場合である。しかし、この事前通知のない抜き打ち調査はほとんどなされていない。

#### (3)第三者に対する調査

第三者に対する調査にまで調査が行われる場合には多くの制限規定が設けられている。例えば取引先の反面調査をすることが重要であると認められる場合には、通知書の送付によって認められる。銀行に反面調査をする場合には、銀行と顧客の信頼関係を配慮しなければならないとし、銀行に対し一般的な管理目的として資料を要求するとか、特定しない一定の種類や金額の口座について調査することができない。ほかに、親族の情報提供拒否権および宣誓拒否権、一定の職業人の秘密保護のための情報提供拒否権等、常にその第三者に対する調査の必要性を課税庁は明らかにしつつ行われなければならないとしている。

#### (4)調査結果に関する告知

臨場調査が終了すると、調査の結果について話し合いを行う(終結話し合い)ことを原則として法的に義務づけている。企業調査規則によると終結話し合いが行われるとき、終結話し合いの論点及び期日を話し合いの相当前に納税義務者に告知しなければならない。これらの規定により、特に争いのある事実等を十分に論議をすることができ、つまり納税義務者に十分な弁明の機会が与えられているのである。

そして、調査官は、調査結果について企業調査報告書を作成することを義務づけられている。税務行政庁は、納税義務者の申請により調査報告書をその利用前に納税義務者に送付し、これに対する意見を相当期間に開陳する機会を納税義務者に与えなければならないとしている。

以上、ドイツの税務行政手続の重要と思われる点について報告した訳であるが、ほかにも調査日時場所、調査官に対する忌避の申し立て、関係人

の意見聴取、調査記録の閲覧謄写等細部にわたる手続規定が設けられている。紙面の関係上報告を省略させていただくが、重要な点は調査命令を行政庁が法律上命令者として行動し一方的に国民の権利義務を個別的具体的に決定する行為、その性質を侵害行為であるとし、そして侵害行為として捕らえることにより、納税義務者に対する各種の権利保護が展開されていることである。

ドイツをはじめとする先進各国では、納税者の権利を保護するために納税者権利憲章の制定や手続法の整備を進めている。

しかし、わが国は最近制定された行政手続法から税務行政に関する手続が全面的に除外されたこ

とからうかがえるとおり、税務行政における後進国であり、納税者の権利保護の状況はきわめて遅れている。

21世紀のわが国を考えると、政府の財政需要がますます大きくなることが予想される。財政需要のほとんどを租税収入に依存するわが国において、直接税及び間接税の納税義務者数は増大して行くであろう。反復して大量かつ複雑である税務行政においてこそ、公正、透明な手続を確立する必要がある。どうすれば納税者の権利が護られるのか、どのように税務行政は改革されるべきなのか、税理士に対する期待は大きいとともにその責任は重い。

### 第三分科会

## ディベート・是か否か税制度

担当：首都圏青税 報告：白坂 博行(神奈川)

第三分科会は首都圏青税（東京青税、埼玉青税、神奈川青税を首都圏青税と呼んでいます。）が共同して担当することになりました。

「ディベート・是か否か税制度」とした「ディベート」を行いました。単位青税の対抗戦形式を採用したディベートは新しい企画としての試みで、十分こなれておりませんでしたから、ディベートのおもしろさを十二分に発揮できなかったかも知れません。

しかし、当日ご覧いただいた会員には、新鮮な催しとして、おもしろくご覧いただけたのではないのでしょうか。今後の各単位青税の活動企画の一つに、ディベートを加えていただければと思っております。

なお、今回のディベートを開催するに際しては、静岡大学の三木先生に多大なご助力をいただきました。また、当日も会場までお出でいただきアドバイス等もいただきました。紙面で失礼ですが、お礼申し上げます。

「ディベート」って何？

ディベートとは自己の主義、主張、信条等を考慮することなく、与えられたテーマと立場に基づいて、相手チームと論戦しなければならない、いわば知的ゲームのようなものです。今回は税制に関する事項をテーマとし、試合は単位青税の対抗戦としました。

また、各試合は前半戦と後半戦とに区分して、前半戦と後半戦では同じ発表者が同じテーマを、賛否の立場を入れ替えて論戦するという形式を採用しました。賛否の立場を入れ替える事は矛盾するような感じもしますが、いわく「敵を知り、己を知らば、百戦して、これあやうからず」です。

特に、制度問題は自らの主張の正当性だけでなく、相手の主張も十分理解した上で論戦に臨まなければ、十分といえる論議はできません。そして、賛否の立場を入れ替える事は、このことだけでなく、事前の準備が如何に大切となるのかも教えてくれます。もちろん、十分な準備が、ゲームとしてのディベートの面白さを増してくれる事も確かです。



(埼玉青税)

(第一試合)



(神奈川青税)

**ディベート**

今回、ディベートは3試合行いました。第一試合は埼玉青税と神奈川青税が「現在のわが国に『消費税』は必要か否か」と題して、第二試合は東京青税と千葉青税が「現在のわが国に『納税者番号制』の制度は必要な制度か否か」と題して、そして、第三試合は第一試合の勝者と第二試合の勝者が「税理士制度は『納税者にとって』必要な制度か否か」と題して行いました。

1チームの人数は3人とし、各試合中、前半と後半でのメンバーチェンジはできないこととしました。もちろん、公序良俗に反しない限りは自由な論戦ができます。

そして、各試合の勝敗を判定する審査員は、当日会場でこのディベートを聞いている全国青税の会員（発表担当青税に所属する会員を除きました。）が担当するという、陪審員形式を採用しました。全国青税のディベートは発表者だけが行うのではなく、当日、会場に居る全会員が一体となって行うゲームなのです。

**第一試合**

埼玉青税は模造紙に「消費税反対(後半は賛成)」の大きな看板をかかげて、論戦にいどみました。埼玉青税の事前の準備は対戦相手の神奈川青税だけでなく、会場の会員をも圧倒しています。埼玉青税の発表者のこの気魄が、ディベートを制したと言えるでしょう。ディベートは論戦ですから、どのような理論構成をするかが、勝敗を分けるように思われます。

確かに、どのような理論構成で臨むのかということも重要な要素の一つです。しかし、実際は事前の準備と、発表者のチーム・ワーク、そしてなによりも論戦に挑む発表者の気魄がより重要なのであって、勝負の分かれ目となるのです。

**第二試合**

ディベートはゲームです。剛速球もありますが、変化球もあるのです。むしろ、ディベートでは速球よりも変化球の方が生き生きと見える時もあります。さらに、それが決め玉になることもあります。千葉青税は緻密な理論を基として直球勝負で向かいましたが、東京青税から最後にヘッピリ変化球が飛び出して、会場をわかしました。笑いは人の心をなごませます。もちろん、好印象として。

**第三試合**

第三試合は埼玉青税と東京青税の対戦となりました。テーマは、われわれの身近な税理士制度です。

このテーマは当初「わが国にとって」と言う言葉でした。しかし、準備段階での打合せで「『わが国』の意味が人によって異なって伝わる可能性がないだろうか。」との意見があり、直前になって「納税者にとって」に変更になったのです。発表当事者はもちろん、聞いている人も、前提条件の認識が違っていると噛み合わない論議となります。そのため、テーマは誤解を招かない単純な意味合いのものがベストのようです。

第三試合の埼玉青税は剛腕でした。事の是非ではなく、自らの見解を最後まで強気に押し通すその力強さに人々はあきれましたが、その一徹さに勝利の女神は輝いたのです。

約4時間近くのディベートを制した埼玉青税に、主催者から燦然と輝くトロフィーと賞状、賞金の贈呈はありませんでしたが、全国青税の第一回のディベートを制したと言う名誉と、おしめない盛大な拍手が送られました。

**ディベートあれこれ**

今回のディベートは静岡大学の三木先生が中心となって行っている三大学（静岡大学、大阪府立大学、日本大学）対抗戦からヒントをいただいたものです。この三大学対抗戦は今年も11月の13日14日の両日、浜名湖にて行われました。各大学とも周到な準備の下に参加していますので、かなりハイ・レベルでの熱戦が繰り広げられました。学生さんの自由な発想と、パフォーマンス、多々取り混ぜての熱戦でした。

各単位青税でも、一度学生さんとの対抗試合を企画されたら面白いのではないかと思います。神奈川青税では去年の12月に静岡大学の学生さんとのディベートを行い、友好を深めました。

また、ディベートは国際的なゲームにもなっているようです。そのため、ディベートのルールも国際規格のようなものがあるようです。

どのようなルールとして行うのかにより、ディベートはかなり異なってきます。もちろん、今回のルールがベストであるとは限りません。ディベートの開催を企画される際、どのようなテーマが良いのか、どのようなルールで行うのか、企画された各位でディベートして頂ければと思っております。

# 欧州視察を終えて

## ——視察概要報告——

欧州視察団団長 益 子 良 一

### 1. はじめに

全国青年税理士連盟では、私が団長で東京の我妻会員が事務局長という体制で、10月2日から12日間かけて、イギリス、スウェーデンそしてフランスのオンブズマン制度を中心に視察を行った。

全国青年税理士連盟では、1991年にはアメリカとカナダへ、1992年にはオーストラリアへ視察団を派遣して、オンブズマン制度を含めて税務行政手続きと納税者番号制について視察を行っている。(これらの内容については、各々視察団報告書として取りまとめられているので、全青税の事務局で購入されたい。)

今回の視察団は、過去における視察の集大成として、欧州において税務行政に対する苦情処理体制はどうなっているのか、とくにオンブズマン制度発祥の地であるスウェーデンの現状はどうか、つぶさに視察を行ってきた。

その視察の詳しい内容については、視察団報告書として取りまとめて、会員みなさんに報告す

る予定である。

ここでは、印象に残った点について各国別に報告したい。

### 2. 各国で印象に残った点

#### (1) イギリス

イギリスでは、税務オンブズマン正式にはThe Revenue Adjudicator (アドジューディケイター) と税務署の苦情処理部門そして法律事務所を訪問して税務争訟の実態について視察を行った。

イギリスで非常に印象に残ったアドジューディケイター (税務オンブズマン) について報告する。

このThe Revenue Adjudicatorという制度は、今年の7月に発足し、初代アドジューディケイターとして、Mrs Elizabeth Filkin (エリザベスフィルキン氏) が選任されている。

これは、行政型オンブズマンであるが、税務署から独立した機関として設置されている。

フィルキン氏は、この制度が設置された理由として、納税者憲章の公布が根拠となって発足した



視察団一行

と説明している。

ご承知のようにイギリスは、1986年7月に「納税者憲章」を公布しており、その後1991年8月には、86年の憲章を発展させる形で新しい「納税者憲章」を公布している。

税務署の苦情処理部門でも、この「納税者憲章」が公布されたことにより、苦情処理の方法に変化があったと説明を受けている。

まさに、「納税者憲章」の力をみせつけられた思いがする。

ところで、税務オンブズマンのもとに12人のスタッフを採用しているが、内国歳入庁にいた人や異なった経験をもった人を集めたということである。

とくに外部からも人材を採用しているとのことである。

フィルキン氏自身も、経営コンサルタントなどに職業を持っており、非常勤で税務オンブズマンとしての職責をこなしている。

7月に制度が発足して8月までで800件の苦情を受け付けたとのことである。

そのうち700件は、正式な苦情申し立てを内国歳入庁にやっていなかったのが、直接内国歳入庁に苦情申し立てをするように指導したとのことである。

だからアドジュディケイターとして直接担当したのは、90件位であるとのことである。

税務オンブズマンという制度は我が国にはないが、国税不服審判所の審判官に税理士が登用される途は開かれている。

アドジュディケイターのように非常勤として、国税不服審判所の審判官に税理士を登用させることを今後の運動の一つとして考えていくことも必要ではなからうか。

最後に、アドジュディケイターは3年契約の任期であるが、その独立制の保証制度としてプレス（報道機関）があるといっていたことが非常に印象に残っている。

## (2) スウェーデン

スウェーデンでは、ストックホルム大学のジャンセン社会学部教授のレクチャーとデータ検査院の訪問そして議会オンブズマンと税務署の訪問と盛り沢山の日程を消化した。

そこで一番印象に残ったことは、「国民背番号制によって国民が管理されてもよし」とする発想である。

我が国において、スウェーデンという国は高福祉の国というイメージがあり、事実その通りである。

ECに加盟するか否かという状況の中で、他のEC諸国の付加価値の税率に合わせる一段階として、付加価値税が25%に引き下げられている。

そのようなことによって、医療費の一部負担が発生するなど福祉が切り捨てられはじめていると



はいつても、他の国々、特に我が国と比べれば、はるかに高い福祉水準を維持している。

それを仮に光の部分とすると、影の部分として国民の情報が政府によって管理され、国民相互がお互いを監視しあう監視社会であるということである。

例えば、スウェーデンでは、各人の所得や税額を誰でもみることができる。

「悪いことをしているのでなければ、誰が所得と税額をみてもよいではないか。」「各人の所得と税額を公開することが民主主義である。」という思想。

一見すると納得しそうになるが、よく考えてみるとプライバシーの保護という概念はどうなるのであろうか。

政府間の情報交換はフリーに行うことができ、そこに国民背番号制が存在しているのである。

そして情報の管理を民間に任せられないから国が管理するという思想。

訪問したデータ検査院は、民間が個人情報を利用することに対する管理機関として存在しているのである。

このような状況にあって、スウェーデンの国民はおかしいと感じていないようである。

そこで「なぜこのように国民の情報を国が管理することについて抵抗がないのか。」と尋ねたところ、「国民は政府を信頼しているからだ。」という回答が返ってきた。

但し、「すべての国民がそうではないが…」という注釈があったが…。

このような国民性は、今まで訪問してきたアメリカやカナダそしてイギリスなど他の欧米諸国では考えられない発想であり、私自身非常なカルチャーショックを覚えた。



我が国でも納税者番号制導入の議論の過程で北欧方式即ちスウェーデンの国民背番号制の方式の導入を検討しているようであるが、スウェーデンの実情を知った上でのことであろうか。

もし北欧方式の納税者番号制が導入されれば、国民背番号制につながり、我が国を監視社会にして、国民の情報を国が管理するという非常に恐ろしい結果になるといえよう。

### (3) フランス

フランスでは、マンデル・ノー法律事務所のパートナー弁護士の講演を聞くことができた。

フランスにおける情報公開法とプライバシー保護法との関係で、「情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日法」「行政及び国民の關係の改善の種々の措置及び行政、社会及び税務に関する種々の規定に関する1978年7月17日法」「1979年7月11日付け法律(79-587)」そして「行政書類のアクセス手続に関する1988年4月28日付け政令(88-465)」の關係についてレクチャーを受けた。

我が国でも情報公開法の制定の動きが出てきているが、フランスのは参考になるといえよう。

### 3. 今後の課題

全国青年税理士連盟では、今までの視察を通して、諸外国の納税者憲章や税務行政手続きについて取材し、我が国に紹介してきた。

しかしこれからは、諸外国に比べて非常に遅れた段階にあるといえる我が国の税務行政手続きを諸外国に紹介していく作業が必要であるといえよう。

すなわち、我が国の税務行政の実態について、英文のパンフレットを作成して、逆に諸外国に知らしめていくツアーが必要な時期に差ししかかっていると考える。

我が国に税務行政手続法を制定させる圧力としては有効な一手段といえよう。

なぜならば税務行政手続きを、アメリカやカナダそしてイギリスなど他の欧米諸国と同一にするということは、経済的側面としても重要なことであるからである。

### 4. おわりに

この視察については、いろいろな方々の援助によって無事に終了することができた。

イギリスについては、神奈川県青税の長谷川博会員、スウェーデンの大学とデータ検査院については朝日大学の石村耕治教授、そしてフランスについては、東京青税の小池幸造会員のコーディネートによっている。

とくにイギリスでは、センチュリーリーシングの原島氏とピートマーウィック会計事務所の姫岩氏そしてセオドール・ゴダード法律事務所の副田氏には多大なお世話になっている。

また石村先生には、この視察のためにわざわざ同行していただいている。

この視察にたづさわった関係各位にはこの紙面を借りて感謝を述べたい。

この視察の成果は諸々の所で活かしていくことが我々視察に参加した者に課せられた使命であると考えている。

# 海外旅行の失敗談

池 田 孝 司

個人会員(山形)

今回の旅行では大きな失敗を2つ起こしてしまった。その失敗を反省し、教訓としてこの手記に残すことにした。又、賢明な青税の諸兄には笑い話として読んでいただければ幸いである。

## 失敗 その1

飛行機の長旅は非常に疲れる。成田から12時間もの長い旅を終えてやっとロンドンのヒースロー空港に着いた時は、ヤレヤレやっと土を踏むことができるという安堵と初めて見るロンドンの街に期待がふくらみ、嬉しくて心が弾んでいた。また、飛行機から降りた客は日本人も多く、安心感と解放感が入り交じっていた。

ぞろぞろと人の波に乗り入国審査手続きへと進んだ。これが誤ちの第一歩であった。飛行機が到着する前に機内のテレビで、トランジットとトランスファーの説明をしており、同行のHさんと話題にしていたが、意識の中では、自分はここで降りる。もう最終地と思い込んでおり他人事と軽く聞き流していた。もちろん(?)案内板など見向きもせず、人の流れのままに動いた。

後で考えて見れば、最終到着地である人もいれば、乗り替えの人もいて当り前のことである。前を、そして後を歩いている人達は、いずれも飛行機の中で見たことのある顔見知りの人である。ましてや、我が視察団の団員もいる、一度ロンドンに来た人もいる、自分の誤りなどに気が付くはずもなかった。

空港のバスに乗り込み別のターミナルへと進んだ。いや～えらい広い空港だ。途中、迷いながらも無事入国審査を済ませ手荷物引渡所に着いた。団員6名のメンバーである。

少し早く着いたせいか、荷物到着の案内も出ていない。皆んな(6名)で、(来るはずのない)残りの団員を待つこととした。今か今かと待った。しかし、待てども誰一人として来ない。加えて日本人らしい人さえ見えないのである。我々が着いた時には少しガランとしていた手荷物引渡所も、背も鼻も高い人達でだんだん混雑してきた。驚いたことに、警察官らしい人達が自分はずっかりと

防弾チョッキを着込み、自動小銃をいつでも発砲できる体勢で闊歩している。

「どうやら間違ったらしい、ここはヨーロッパからの到着専用じゃないかなア——」、私は「エエツ、間違った、アラ——」、確かに様子がおかしいのである。

英会話の堪能な団員のMさんにこの窮地の救いを求めた。少し待ってと案内所を捜しに行ったが、その間の長く感じたこと。ヒースロー空港にはターミナルが4つあり、英国航空が到着したのは第4ターミナルで、間違った我々は第1ターミナルにすることがわかり、循環バスで到着した第4ターミナルに戻ることにした。迷子(6名のメンバー)のお知らせも団長に伝えたとのこと、一応安心してバスで第4ターミナルに向った。やはり飛行場の広いこと、成田空港の比ではない。第4ターミナルに戻り、皆さんの顔を見てホッとした。

空港内での間違いはまた面倒でもある。手荷物を引き取るのにパスポートを見せ、セキュリティチェックを受けやっとのことで自分の荷物を手にすることができた。他の団員の皆さんには、旅行早々大変なご迷惑をかけ本当に申し訳ないことをした。団長を始め団員の皆さんにこの紙面をお借りし、深くお詫び申し上げます。

- 教訓
1. 空港に着いたら必ず案内表示を見る(わからない場合は、添乗員さんの側を離れない。)
  2. 航空会社到着便名をキチンと憶えおく(搭乗券を捨てないで持つておくとう便利)。

## 失敗 その2

到着早々のトラブルはなんのその、ロンドンでは充実した日々を過ごし、北の地スウェーデンのストックホルムに向った。体調も上々でこれからはずっと楽しい旅行になるはずだった。

ストックホルムのホテルで洗髪し、まだ乾かないうちに寝込んだのが原因らしく、朝起きたら喉は痛いし頭が重く鼻はつまる。これはどうやらカゼをひいたらしい。余りカゼをひくことがないの

で、自分でも以外だった。カゼ薬は一箱持ってきてあるから飲めば1日位いで完治すると思っていたが、これが全々治らないのである。

初めてのスウェーデンで、本当に楽しみにしていた市内観光の予定を止め、ホテルで体調の回復を図ることにした。薬を飲んで、午後から14時間ベッドの中で過ごした。それでも良くならないのである。結局このカゼはパリまで持ち込むことになってしまった。

ルームメイトの長谷川氏には、そんな訳で14時間も睡眠にあきられるやら、ずっと迷惑のかけっぱなしになってしまった。病気になると、とにかく食事がおいしくない。体力をつけようと無理に食べるのであるが、楽しいはずの食事が苦痛となってくるのである。又、食事は海外旅行の楽しみの1つでもあるのに、これが台無しになってしまった。今、思い出しても悔しく心残りである。

ストックホルムからパリに向う飛行機の中では、耳が気圧のせいでほとんど聞こえなくなってしまう。カゼのせいである。隣のHさんがいろいろと話かけてくるのだが、時間の経過とともにだ

んだん耳が変になってくるのでこまってしまった。後で団員のMさんに、中耳炎になってしまうこともあると聞かされ背すじがゾツとした（この旅行の2週間後、香港に行ったが全々問題が無かったので安心している。）。

パリのシャルル・ド・ゴール空港に着き、耳は除々に回復していったが完全に回復したのはその日の夕方であった。

パリのホテルでも半日寝込み、カゼはなんとかパリ滞在2日目でやっと追い払った。病気を持ちながらの旅は最悪である。持ち前の明るさ(?)で何とか乗り切ったが、旅先での健康管理は最重要課題であることが身にしみてわかった。

**教訓** 1. 旅の間は常に健康管理に注意する。

自分の体を過大評価せず無理をしない(ホテルの室の窓が開いてないかも確かめる。ストックホルムでは窓が開いていた。)

2. 食欲の無い時は食べ馴れた物を食べ、体力をつける。(パリでのラーメン、ギョウザのおいしかったこと。)

## 「ドイツにおける税務訴訟」

法対策部長

森 谷 修 一

さる10月23日(土)、法対策部は、東京青税の協力により、東京税理士会館において、「ドイツにおける税務訴訟」のテーマで研修会を開催しました。講師は、静岡大学の三木義一教授のご尽力により、ドイツ財政裁判所裁判官で、同連盟副会長である、デーゲンハード フォン トヴィッケル氏にお願いしました。ドイツ語による講演でしたが、通訳を上智大学留学生のディッツァーローマン氏にお願いして、講義内容の翻訳をし、三木教授が解説を加えるという3段方式により、参加者は十分理解できるものでした。

講演の内容の詳細については、講師の原稿の和訳がありますので、希望者には実費配布が可能です。かいつまんでご紹介しますと次のとおりです。

- ・ドイツでは、売上税(15%)を自己申告する以外は、税務署が税額を決める。
- ・税務訴訟の約半数は所得税に関するものである。
- ・税金に関する救済専門の部署が税務署内にある。
- ・異議申立ての件数は、1989年に213万件(2年

前より約50万件多い)

・東ドイツに西ドイツの制度を導入するのに苦勞をしている。

また、講演後の質疑応答では、熱心な質問が、1時間以上も続き講師を驚かせていました。

講演終了後、新宿の東京大飯店においてレセプションが開かれ、講師と通訳の労をねぎらいました。その席で講師が「日本の税務訴訟の件数の少なさに驚いており、これは日本の税制がすばらしいので、国民が満足しているからであろう。」という感想をもらいました。法対策部長は、責任をもって誤解を解いたことは言うまでもありません。(口がすっぱくなるほど)

今回は、講師の都合により、開催の日付と場所が限定されてしまったので、十分な動員ができませんでした。しかし、ドイツの最近の税務及びその周辺事情を知ることができ、我が国の現状も会員が懸命に説明した結果、日独の相互理解がはかれた有意義な講演でした。